

利 用 上 の 注 意

1. この調査結果の数値は、昭和63年6月1日現在で実施した商業統計調査票を、県で集計した概数であって、後日、通商産業省で公表される確定数と相違することがあります。
2. 調査の範囲は日本標準産業分類による大分類「I-卸売・小売業、飲食店」に属する商店のうち飲食店を除く全商店です。ただし次に掲げるものは調査の範囲から除かれています。
 - (1) 国に属する事業所。
 - (2) 露店、行商、屋台、立売、旅商など営業場所が定まらないもの。
 - (3) 劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札内の有料の施設内に設けられているもの。
 - (4) 調査期日前引続き3か月以上休業しているもの。
3. 年間販売額とは、昭和62年6月1日から昭和63年5月31日までの1年間の販売額です。
4. 従業者とは、法人の有給役員で主としてその店の業務に従事しているものおよび個人事業主・家族従事者・常時雇用従事者のことです。
5. 表中の前回というのは、昭和60年5月1日現在の調査をいいます。
6. 表中の「-」は、皆無または該当のないものであり、「X」は1または2の事業所に関する数を秘匿して、申告者の秘密を保持した箇所を示したものです。なお「X」で秘匿した数はもよりの分類に合算し、その数を()で表示しています。ただし、もよりの分類に合算すると秘匿できない場合は、その表については「X」のままとしてあります。
7. 四捨五入計算のため、内訳の合計は必ずしも一致しません。
8. 地域別は次のように区分しました。

北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
中勢	津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡
南勢	伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡
伊賀	上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
東紀州	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡
9. この調査では、卸売業のうち産業分類「52代理商、仲立業」については年間販売額及び商品手持額を調査していません。ただし、商店数については、計上してあります。
10. 各表の年次の数値は通商産業省の公表値である。ただし63年は概数です。